

## 広島市立病院機構未収金回収業務委託仕様書

### 1 委託業務名

広島市立病院機構未収金回収業務

### 2 業務委託の目的

本業務は広島市立病院機構（以下、「発注者」という。）の患者自己負担未収金債権に係る回収業務について、ノウハウを有する弁護士等に委託することにより、負担の公平性の確保と未収金残高の縮減を図ることを目的とする。

### 3 業務内容（この業務内容には選定した者の企画提案書の内容を付加する。）

(1) 委託する主な業務内容については、次のとおりとする。

- ア 文書や電話等による催告業務
- イ 支払方法相談業務
- ウ 居所調査業務
- エ 集金業務
- オ 報告業務

各月末時点において、債務者ごとに入金状況や対応状況を翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日にあたる場合はその翌日）までに発注者へ報告すること。

また、その他必要な事項については適時報告し、発注者から滞納者の状況報告を求められた場合は誠実に対応すること。

カ 法的措置の実施

受注者が法的措置を実施した方が、回収の見込みが高いと判断した場合は、発注者と協議し、支払催促、少額訴訟等の法的手続を行うことができる。

(2) 委託する債権の範囲

委託する債権の範囲は未収金発生後半年以上を経過したものを原則とし、各病院長が回収の業務を委託することが適当であると判断した案件とする。ただし、次のいずれかに該当する債権は除く。

また、委託する債権の終期は、原則、委託後5か月以内とする。

- ア 訴訟等の法的措置を実施している債権
- イ 診療内容等により滞納者又は連帯保証人等が支払を拒む意志を明らかにしている債権
- ウ 破産・免責となった滞納者に対する債権
- エ 債務者が受刑中であり、連帯保証人がない債権
- オ 債務者が死亡し相続人が相続放棄をしていることが明らかである債権
- カ すでに他者へ回収業務を委託し、回収不能の報告を受けたもの
- キ その他病院において回収することが適当と判断した債権

なお、業務受託後、上記アからキのいずれかに該当すると受注者が判断した案件については、受注者は速やかに各病院にその旨を報告するとともに、関係書類一式を確実に返却すること。

### (3) 対象病院

令和4年4月1日から令和4年4月30日まで

病 院 名	病 床 数	所 在 地
広島市民病院	743床	広島市中区基町 7-33
安佐市民病院	527床	広島市安佐北区可部南二丁目 1-1
舟入市民病院	156床	広島市中区舟入幸町 14-11
リハビリテーション病院	100床	広島市安佐南区伴南一丁目 39-1

令和4年5月1日から令和8年3月31日まで

病 院 名	病 床 数	所 在 地
広島市民病院	743床	広島市中区基町 7-33
北部医療センター安佐市民病院	434床	広島市安佐北区亀山南一丁目 2-1
舟入市民病院	156床	広島市中区舟入幸町 14-11
リハビリテーション病院	100床	広島市安佐南区伴南一丁目 39-1

## 4 契約期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

## 5 委託料

### (1) 委託料の算出

委託料の算出にあたっては、成功報酬（受注者が本業務の遂行により回収した額に成功報酬を乗じた額）によるものとする。

また、成功報酬の割合には、提案した業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含んだものとする。

### (2) 委託料の支払

委託料の支払時期、支払方法については、契約でこれを定める。

## 6 受注者に提供する個人情報の範囲

受注者が本業務を遂行するに当たって、各病院が提供する滞納者の個人情報の提供範囲は、次のとおりとする。

なお、受注者が行う支払案内業務が円滑に進められるよう、受注者から上記以外の情報提供を

求められた場合には、各病院は、当該業務の遂行に必要と認められる範囲で情報を提供するものとする。

- (1) 滞納者（患者及び連帯保証人を含む）の基本情報  
患者 ID、氏名、生年月日、住所、電話番号、未収額及び診療日等
- (2) 病院職員による督促・催告の状況  
未収金事績票に記載されたこれまでの納付交渉状況

## 7 法令等の遵守

受注者は、各病院から提供された滞納者等の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切な管理を行わなければならない。

## 8 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、受注者は発注者と十分協議して決定するものとする。